

茨城県報

第5467号

昭和42年 1 月12日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	公 告
●茨城県保母試験手数料規則の一部改正…………… 1	●とう精業者の業者登録…………… 4
(人 事 委 員 会)	●米飯提供業者の業者登録…………… 4
●職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 1	●菅生沼土地改良区役員の就任…………… 5
告 示	●建築許可に関する聴聞…………… 6
●家畜伝染病の発生転帰…………… 2	●風俗営業者等の行政処分に関する聴聞…………… 6
●豚コレラ予防指定の一部改正 (2 件) …… 3	●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞…………… 6
●ニューカッスル病予防指定の一部改正…………… 3	●昭和42年度猟銃及び空気銃の取扱いに関 する講習会…………… 7
●那珂湊漁業協同組合小型船魚市場の廃止…………… 3	●石岡都市計画柏原工業団地造成事業の施行…………… 7
●魚市場開設の許可…………… 3	
●長戸北部土地改良区換地計画変更の認可…………… 4	

規 則

茨城県規則第1号

茨城県保母試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県保母試験手数料規則の一部を改正する規則

茨城県保母試験手数料規則 (昭和26年茨城県規則第49号) の一部を次のように改正する。

第1条中「500円」を「1,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和42年 1 月12日

茨城県人事委員会委員長 木 村 凡 夫

茨城県人事委員会規則第1号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和38年茨城県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「茨城県職員退職手当支給条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

第8条中第1号および第2号を次のように改める。

(1) 財団法人 茨城県開発公社

(2) 財団法人 茨城県文化福祉事業団

様式第1号中「茨城県職員退職手当支給条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

様式第2号中「第3条」を「第4条第1項」に改める。

様式第3号中「茨城県職員退職手当支給条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「規則第4条」を「規則第5条第1項」に改める。

様式第7号備考1の(1)中「労働基準法」を「職員の公務災害補償に関する条例」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第20号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和42年1月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	昭和41年 12 月 24 日	25頭	自衛殺 殺処分	10頭 15〃 鹿島郡旭村
〃	〃 12 月 27 日	37〃	殺処分	37〃 北相馬郡守谷町
〃	〃	21〃	〃	21〃 稲敷郡江戸崎町

累計 2,022頭

茨城県告示第21号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和41年茨城県告示第999号)の一部を次のように改める。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 北相馬郡守谷町西板戸井を加える。

茨城県告示第22号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県鹿沼市、河内郡を削除し、矢板市、栃木市、小山市、真岡市、塩谷郡を加える。

茨城県告示第23号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための指定(昭和41年茨城県告示第1430号)の一部を次のように改める。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 神奈川県厚木市、相模原市を加え、千葉県松戸市、船橋市及び新潟県三島郡を削る。

茨城県告示第24号

昭和38年 4 月17日茨城県告示 第404号で告示した 那珂湊市和田町5086番地の2 那珂湊漁業協同組合小型船魚市場は、昭和41年12月22日限り廃止した。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第25号

茨城県魚市場条例(昭和38年茨城県条例第31号)第6条の規定により昭和42年 1 月 5 日魚市場の開設を次のとおり許可した。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 許可番号 漁指令第1号

2 魚市場の名称及び所在地

那珂湊漁業協同組合小型船魚市場

那珂湊市二町目5900番地の9

3 許可代表者住所氏名

那珂湊市二町目5900番地の9

那珂湊漁業協同組合

組合長理事 寺 沼 繁

4 許可期間 昭和42年 1 月12日から昭和47年 1 月11日まで

5 条件または制限

小型底びき船及びモーター船の漁獲物に限る。

茨城県告示第26号

昭和41年12月16日付で竜ヶ崎市半田町1547番地に事務所を置く長戸北部土地改良区から申請のあった昭和41年 2 月 5 日付耕二指令第45号で認可した換地計画にかかる変更認可申請については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和42年 1 月 5 日認可したから 同法同条第8項の規定により公示する。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

公 告

●とう精業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条第2項の規定にもとづき 次の者をとう精業者として登録した。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
南振 第6号	41. 12. 15	土浦市大和町3023	栗山米店 栗 山 紀 一

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定にもとづき 次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
北振 第1620号	41. 11. 18	東茨城郡美野里町大字中野谷 池の台109番地の4	いこい食堂 鈴木 愛子
" 1621	"	那珂湊市南水主町5853	若 藤 寺 門 よ ね
" 1622	"	" 平磯町1160	も と や 根 本 公 子
南振 747	41. 11. 1	筑波郡筑波町北条5287	高 松 屋 中 山 嘉 一
" 748	"	" " 筑波1435番地の2	筑 波 荘 富 山 勉
" 749	"	新治郡玉里村上玉里24の34	大日本文具内 富士産業株式会社 志 太 泰
" 750	41. 12. 1	" 新治村東城寺498	モ ー テ ル 中 久 喜 清 東 城 寺
" 751	"	" " " 503	ゆうもあ村 小 橋 豊 太 郎
" 752	"	筑波郡谷田部町谷田部6157	みよし家食 軽 部 し づ 江 堂
" 753	41. 12. 15	土浦市鷹匠町406	魚 林 大 里 林 蔵
" 754	"	" 栄町3144	ぎ く ろ 白 井 陸 郎
" 755	"	北相馬郡藤代町新川1321—273	バーラーみき 佐 々 木 悦 子
" 756	41. 12. 20	土浦市荒川沖町 9 丁目1004—9	つくばや食堂 石 島 幸 忠
" 757	"	" 川口町3052	紀 の 膳 中 島 克 子
西振 596	41. 11. 30	結城市結城531	ふじ乃家 沢 辺 ふ じ 子
" 597	"	" " 7534	三 桝 屋 中 野 敏 男
" 598	41. 12. 9	猿島郡岩井町岩井4706	桝 寿 司 中 村 晟
" 599	"	" " 鶴戸1244	稲 寿 司 稲 井 た け
" 600	"	下館市伊佐山165	魚 六 菱 沼 六 之 助
" 601	"	古河市原431—5	中根食堂 中 根 重 光
" 602	41. 12. 15	" 古河5398	山 陽 楼 奥 山 陽 一
" 603	"	猿島郡岩井町岩井4837	やまぶき 八 城 せ き
" 604	41. 12. 22	結城郡石下町本石下73	ひろみ食堂 佐 藤 ク ニ エ

●菅生沼土地改良区役員の就任

水海道市菅生町に事務所をおく菅生沼土地改良区から下記のとおり役員が就任した旨届け出があったから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和42年 1 月12日

茨城県境土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

記

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市菅生町1255	理 事	倉 持 藤 一	

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年 1 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和42年 1 月16日 午後 2 時
聴 聞 場 所 日立市南高野町436
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの(倉庫を工場に用途変更する。)
申請者住所氏名 日立市南高野町436 長谷川 敬
建築物構造規模 鉄骨、木造 2 階建スレート葺520㎡既存(用途変更) 内作業場182㎡
原動機41HP新設
建 築 物 の 位 置 日立市南高野町436
敷 地 面 積 723.52㎡

●風俗営業者等の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第 5 条の規定により風俗営業者等の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和42年 1 月12日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

1. 聴聞期日 昭和42年 1 月19日
2. 聴聞場所 茨城県警察本部
3. 被聴聞者 下妻市大字下妻丁203番地 金 貞 子
水戸市砂久保町 1 区4961番地 飯 高 カメヨ
鹿島郡鉾田町大字鉾田2331番地 谷 沢 継 代

●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の規定により銃砲所持者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和42年 1 月12日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

1. 聴聞期日 昭和42年 1 月19日
2. 聴聞場所 茨城県警察本部
3. 被聴聞者 西茨城郡友部町大字太田1585番地の 4 青 柳 実

笠間市大字福田745番地

小 林 喜 平

下館市大字下野殿590番地

杉 山 瑛(あきら)

●昭和42年度猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づく昭和42年度猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年1月12日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

開 催 期 日	開 催 時 間	開 催 場 所	参 集 範 囲
奇数月の 10日	受付 8時30分 講習開始 9時00分 講習終了 14時30分	水 戸 警 察 署	茨 城 県 一 円
奇数月の 25日	同 上	下 館 警 察 署	
偶数月の 10日	同 上	日 立 警 察 署	
偶数月の 25日	同 上	土 浦 警 察 署	

注 1 開催期日が、日曜日、国民の祝日にあたるときは、次の日に繰りさげる。

2 1月中は開催しない。

●住宅公団首都圏宅地開発本部公告第30号

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年4月28日法律第98号)第7条第2項の規定に基づき石岡都市計画柏原工業団地造成事業(昭和41年12月8日建設省告示第3921号)を施行することを申し出たので、同法第14条の2の規定により下記のとおり公告する。

昭和42年1月12日

日 本 住 宅 公 団

記

1 工業団地造成事業の名称

石岡都市計画柏原工業団地造成事業

2 施行者の名称 日本住宅公団

3 事務所の所在地

東京都千代田区九段北1丁目14番6号

4 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域に含まれる地域の名称

茨城県石岡市大字石岡の一部

＊ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ＊

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所